

とみしん懸賞金付自動継続定期預金規定
(インターネットバンキング受け付け)

2022年10月3日制定

この預金は、本規定を含む当金庫所定の規定、および懸賞金付自動継続定期預金取扱要領（以下「取扱要領」といいます）により取扱います。

1. (預入資格)

この預金は個人の方に限りお預け入れできるものとします。

2. (懸賞金抽選権)

(1) この預金には、預入期間中1回および10万円につき1本の懸賞金抽選権をつけます。その抽選時期および抽選番号は、当金庫所定の時期、方法により通知します。第3条（自動継続）により自動継続された預金についても同様とします。

(2) 本条第3項により懸賞金制度を中止したのち継続された預金については、前記にかかわらず懸賞金抽選権は無効となります。また、預金者の申出ならびに預金者について支払いの停止、民事再生手続開始の申立て、仮差押え、差押え、相続、破産手続開始の申立て等によりこの預金の継続を停止した場合、満期日（継続をしたときはその満期日）以後、懸賞金抽選権はつきません。

(3) 市場動向や募集総額に達した場合、当金庫はいつでも本サービスの取扱いを一時停止、変更または終了することができるものとします。

3. (自動継続)

(1) 満期の自動継続の際に、懸賞金抽選権のつかない通常の定期預金となる場合があります。

(2) 当金庫がこの預金を懸賞金付定期預金として継続する場合、満期日に懸賞金付定期預金として自動継続し、新たな抽選番号を付与します。また、当金庫所定の方法で新たな抽選番号を通知します。なお、その後の満期も同様とします。ただし、自動継続後の懸賞の内容は、継続前と異なる場合があります。

(3) 当金庫がこの預金を懸賞金抽選権のつかない定期預金として継続する場合、満期日に前回と同一期間のスーパー定期IBに自動継続します。

- (4) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の店頭表示利率とします。
- (5) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出るものとします。この申出があったときこの預金は満期日以後に支払うものとします。自動継続停止以降は懸賞金抽選権をつけません。

4. (当選賞品)

- (1) 当選番号の発表は、抽選日の翌営業日以降に店頭および当金庫ホームページにて当選番号を発表掲載します。
- (2) 証書記載の抽選番号が当選したときは、取扱要領記載の等級に応じた懸賞金を満期日以後に指定した口座に支払います。ただし、指定した口座に支払いができない場合は、当金庫所定の用紙に署名および届出印を押印し懸賞金を受領するものとします。
- (3) 抽選日の翌日以降、お客さまによる受領手続きが5年間ない場合、懸賞金は失効します。また、お客さまの都合により懸賞金を受領されない場合も同様とします。
- (4) この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合は、懸賞金抽選権は失効し、原則、懸賞金は支払いません。
- (5) 懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。また、譲渡、質入れまたは差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にもおよぶものとして取扱います。
- (6) 懸賞金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

※2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る懸賞金には復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。懸賞金はマル優の対象ではありません。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上